

# 救急医療を守るために

～夜間や休日に通常の診療が受けられると誤解していませんか？～

## 1. 救急車の適正な利用について

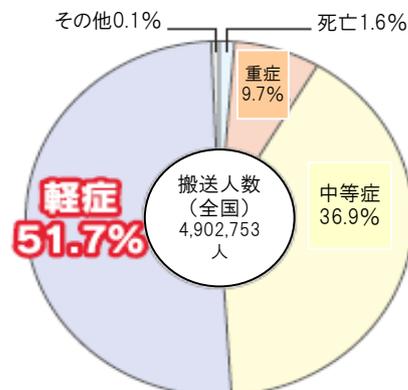
**軽症のときや、タクシー代わりの利用はやめてください！**

救急車で運ばれる人のうち、緊急性のない「軽症者」の割合が半数以上を占めるようになり（グラフ①）、こうした利用が救急医療体制の混乱を招いています。

救急車本来の役割をよく考えて、安易な利用はやめましょう。

- 緊急性のない軽症（かぜ、切り傷、打撲など）のとき
- 「夜間・休日にどこの病院に行けばよいかわからない」「救急車で行けば優先的に診てくれそう」などの理由で
- 通院や入院するときのタクシー代わりに

グラフ①  
救急車による傷病程度別搬送人数



総務省消防庁  
「平成20年度 救急・救助の現況」から

## 2. 医療機関の適正な利用について

**日中から症状のある方、軽い症状の方は、通常の診療時間内に医療機関へ**

夜間や休診日（土・日・祝祭日）などは時間外に通常の診療を行うことができるわけではなく、あくまでも急病の方々のためのものです。

日中から症状のある方や家庭の応急手当で様子を見ることができそうな軽症の方は、通常の診療時間内にかかりつけ医などの医療機関をご利用下さい。

**救急医療は診療内容が限られます**

救急医療は単なる時間外診療ではなく、あくまでも急病時のためのものですので、コンビニ感覚での利用はやめましょう。

又、通常診療時間内の診療内容と違い、治療は応急処置に限られる上に専門医がいない為、検査にも限界があります。

**医師不足と患者増で救急医療体制維持が困難に**

道内では診療科によっては救急当番医の不在日が生じる地域や、やむなく救急医療を休止したり、救急医療から撤退する医療機関も出ています。

患者であるみなさんの理解と協力なしには安全な医療体制は守れません。

救急当番医療機関の診療内容

応急処置が中心です  
(専門的な治療を行う体制ではありません)

詳しい検査はできません

そのため診断が確定しないこともあります

出されるお薬は、原則的に平日の通常診療が始まるまでの日数分となります

このままでは  
**救急医療体制が崩壊**しかねません  
みなさんのご理解とご協力をお願いします

